得 税 法 等 の 部 を 改 正 す る 法 律 案 新 旧 対

(所得 税法の一部改正) 所得税法

改

正

案

現

行

照

表

所

第一条 (昭和四 十年法律第三十三号) 0) 部を次のように改正

納税地の特例

第十六条

業場等の所在地)を納税地とすることができる。 \mathcal{O} いて「事業場等」という。)を有する納税義務者は、前条第一号又は第 にその営む事業に係る事業場その他これに準ずるもの(以下この項にお国内に住所又は居所を有し、かつ、その住所地又は居所地以外の場所 二号の規定にかかわらず、その住所地又は居所地に代え、その事業場等 所在地(その事業場等が二以上ある場合には、これらのうち主たる事

(納税地の特例

第十六条

同

きる。 二号の規定にかかわらず、その住所地又は居所地に代え、その事業場等 にその営む事業に係る事業場その他これに準ずるもの(以下この条にお 業場等の所在地。 の所在地(その事業場等が二以上ある場合には、これらのうち主たる事 いて「事業場等」という。)を有する納税義務者は、 国内に住所又は居所を有し、 以下この条において同じ。)を納税地とすることがで かつ、その住所地又は居所地以外の場所 前条第一号又は第

3 の提出があつた日後における納税地は、 ればならない。 宜とする事情その他財務省令で定める事項を記載した書類を提出しなけ 長に対し、 第一項 の規定の適用を受けようとする者は、 その住所地及び居所地、 この場合において、 当該書類の提出があつたときは、 その居所地を納税地とすることを便 その居所地とする。 その住所 が地の所 轄税務署

らない。 る事情その他財務省令で定める事項を記載した書類を提出しなければな 業場等の所在地、 住所地又は居所地の所轄税務署長に対し、その住所地又は居所地及び事 第二項の規定の適用を受けようとする者は、その納税地とされている この場合においては、 その事業場等の所在地を納税地とすることを便宜とす 前項後段の規定を準用する。

5 の所在地を納税地としている者で住所地を有していない者については、 他財務省令で定める事項を記載した書類を提出したときは、 としている者は、 あつた日後における納税地は、その住所地 第一項又は第二項の規定により居所地又は事業場等の所在地を納税地 その納 税地の所轄税務署長に対し、 これらの規定の適用を受ける必要がなくなつた場合に (同項の規定により事業場等 その旨及び当該納税地その その提出が

第二十条 削 除

国庫補助金等の総収入金額不算入)

第四十二条 居住者が、各年において固定資産(山林を含む。以下この 交付 場合(その国庫補助金等の返還を要しないことがその年十二月三十一日 及び次条において同じ。)の取得又は改良に充てるための国又は地方公 た金額) を受けた国庫補助金等の額に相当する金額 下この条及び次条において「国庫補助金等」という。)の交付を受けた (その者がその年の中途において死亡し、又は出国をした場合には、そ 当該国庫補助金等の額を基礎として政令で定めるところにより計算し 確定した場合に限る。 死亡又は出国の時。 団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの(以 前 の目的に適合した固定資産の取得又は改良をしたときは、その交付 の各年において取得又は改良をした減価償却資産である場合には は、 その者の各種所得の金額の計算上、 以下この項及び同条第一項において同じ。)まで)において、その年十二月三十一日までにその (その固定資産がその年の前 総収入金額に算入しな

2 { 4

場合における事業所得の金額、山林所得の金額、 行うべき第四十九条第一項 一得の金額の計算に関し必要な事項は、 方法)に規定する償却費の計算及びその者がその固定資産を譲渡した 受けた固定資産又はその取得した第二項に規定する固定資産について 第一項又は第二項の規定の適用を受けた居住者が第一項の規定の (減価償却資産の償却費の計算及びその償却 政令で定める。 譲渡所得の金額又は 適 用

> 6 居所地)とする。

同

(納税 地 の異動の届出)

第二十条 地の た場合を除く。 六条第三項から第五項まで 所轄 納税義務者は、 税務署長にその旨を届け出なければならな 項 (納税地の指定) には、 その 政令で定めるところにより (納税地の 所 得税の の指定によりその納税 特例) 納 税地に異動が 規定する書類の その あ 地 異 に異 動 場 前 動 提 合 出又は の納 があ (第十 税

補助金等の総収入金額不算入)

第四十二条 種所得の金額の計算上、 国の時) その年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出 ないことがその年十二月三十一日(その者が当該取得又は改良をした後 その年にお 共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの(以 及び次条において同じ。)の取得又は改良に充てるための国又は地方公 資産の取得又は改良に充てた部分の金額に相当する金額は、 定資産の取得又は改良をした場合には、 下この条及び次条において「国庫補助金等」という。)の交付を受け、 までに確定した場合に限り、 居住者が、各年において固定資産 いてその国庫補助金等をもつてその交付の目的に適合した固 総収入金額に算入しない。 その国庫補助金等のうちその固定 その国庫補助金等の返還を要し (山林を含む。 その者の各 以下この

2 { 4 同

5 得の金額又は雑所得の金額の計算に関し必要な事項は 資産を譲渡した場合における事業所得の金額、 算及びその償却の方法)に規定する償却費の計算及びその者がその固定 定資産について行うべき第四十九条第一項 取得し、 第一 項又は第二項の規定の適用を受けた居住者が国庫補 若しくは改良した固定資産又はその取得した同項に規定する固 (減価償却資産の償却費の計 山林所得の金額、 政令で定める。 助金等により 譲渡所

(条件付国庫補助金等の総収入金額不算入)

得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。 、その国庫補助金等の額に相当する金額は、その者のその年分の各種所還を要しないことがその年十二月三十一日までに確定していないときはめの国庫補助金等の交付を受ける場合において、その国庫補助金等の返第四十三条 居住者が、各年において固定資産の取得又は改良に充てるた

2~5 省 略

6 第一項の規定の適用を受けた居住者が国庫補助金等により取得し、又の情知費の規定の適用を受けた居住者が国庫では改良した固定資産について行うべき第四十九条第一項(減価償却資産の資力項の規定の適用を受けた居住者が国庫補助金等により取得し、又

(家事関連費等の必要経費不算入等)

第四十五条 省 略

~ 省 略

3

申告書に係る年分のこれらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当 提出された期限後申告書を除く。 があつたことにより当該所得税につ 計算の基礎となるべき事実の全部又は一 務を行う居住者又はその年において雑所得を生ずべき業務を行う居 ており、 でその年の前々年分の当該雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が三百 除く。 いう。 ける販売費 提 ける当該資産の .総収入金額を得るため直接に要した費用の 円を超えるものが その年において不動産所 供における当 又は確定申告書を提出していなかつた場合には、 以 に基づき確定申告書 下この 一該資産の 取得に直 般管理費その他これらの 項におい 隠蔽仮装行為 得、 取 [接に要した額及び資産の引渡しを要する役務 得に 売上 事業所得若しくは山 (その申告に係る所得税についての調査 以下この項において同じ。 直 いて決定があるべきことを予知して 原 接に要した額とし (その所得の金額又は所得税の額 価の 部を隠蔽し、 所得を生ず 額 額 という。 (資産の販売又は譲渡に 林所得を生ずべき業 又は仮装すること て政令で定める額 べき業務について これらの確定 及びその年に)を提出し 住

(条件付国庫補助金等の総収入金額不算入)

2~5 同 上

6 第一項の規定の適用を受けた居住者が国庫補助金等により取得し又は6 第一項の規定の適用を受けた居住者が国庫では、政会で定める。 第一項の規定の適用を受けた居住者が国庫補助金等により取得し又は

(家事関連費等の必要経費不算入等)

第四十五条 同 上

2 司 上

とにより当該所得税について更正があるべきことを予知した後に提出さ 合には、これらの額のうち、 生じた費用の額(その居住者がその年分の確定申告書を提出していた場 この限りでない。 次に掲げる場合に該当する当該売上原価の額又は費用の額については、 れた修正申告書を除く。 書に係る修正申告書(その申告に係る所得税についての調査があつたこ 百二十条第一項第一号(確定所得申告)に掲げる金額又は当該確定申告 この金額及び雑所得の金額の計算上 は、 正申告) その者の各年分の不動産所得の金額、 に掲げる課税標準等の計算の基礎とされていた金額を除く)に記載した国税通則法第十九条第四項第一号 その提出した当該確定申告書に記載した第 必要経費に算入しない。 事業所得の金額、 ただし、 山林所

をすることができなかつたことをその居住者において証明した場合を 取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合 むを得ない事情により、 次に掲げるものにより当該売上原価の額又は費用の額の基因となる 当該取引に係るイに掲げる帳簿書類の保存 (災害その他

する帳簿書類 簿書類の備付け等)に規定する財務省令で定めるところにより保存 第二百三十二条第一項若しくは第二項(事業所得等を有する者の帳 その居住者が第百四十八条第一項 (青色申告者の帳簿書類)又は

令で定める場所に保存する帳簿書類その他の物件 イに掲げるもののほ か その居住者がその 住 所 地その他の財 務省

署長が、当該取引が行われ、これらの額が生じたと認める場合 除く。)であつて、 れたことが明らかであり、 基因となる取引の相手方が明らかである場合その他当該取引が行わ 前号イ又はロに掲げるものにより、 当該相手方に対する調査その他の方法により 又は推測される場合(同号に掲げる場合を 当該売上原価の額又は費用の額 税務

第一項又は第二項の居住者の一時所得の金額の計算上、 銭の額及び金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の価額は、 第一項第二号から第八号までに掲げるものの額又は第二項に規定する 支出した金額に

相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の

銭の額及び金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の価額は、 一項又は前項の居住者の一時所得の金額の計算上、 第一項第二号から第八号までに掲げるものの額又は前項に規定する金 支出した金額に算入

第

3

しない。

、相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の

修正申告の特例

第百五十一条の四 略

2

税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。 第一項又は第二項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国

)に規定する確定申告書」とする。 五. 場合等の修正申告の特例)の規定による修正申告書」と、同法第六十 第二項(相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた 第六十一条第一項第一号(延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例 合等の修正申告の特例)に規定する修正申告書の提出期限」と、同法 中 一項(相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場 (定義) に規定する確定申告書」と、 (国税の納付義務の確定等)の規定中「法定申告期限」とあり、及び 「限内申告書」とあるのは「所得税法第二条第一項第三十七号(定義 条第一項、第三項第二号及び第五項第二号(過少申告加算税)中「 期限後申告書」とあるのは「所得税法第百五十一条の四第一項又は 法定納期限」とあるのは「所得税法第百五十一条の四第一項又は第 たもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章まで 当該修正申告書で第一項又は第二項に規定する提出期限後に提 「期限内申告書」とあるのは「所得税法第二条第一項第三十七号 同条第二項中「期限内申告書又 出さ

完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例)

第百七十七条 を受ける当該内国法人の 所得税の税率)の規定は、内国法人(一般社団法人及び一般財団法人 公益社団法人及び公益財団法人を除く。 社 、税法以外の法律によつて法人税法第二条第六号 国法人に係る所得税の課税標準) に規定する完全子法人株式等に該当する株式等 団法人等」 人等とみなされて 第七条第 という。 いるもので政令で定めるもの 項 同 法第 を除く 第四号 十三条第五項 (課税所得の範囲) 及び第百七十五条(内国法人に係る 以 下 この条に 人格のない社団等並びに法 (受取配当等の益金不算 お (定義) (同条第 (次項にお て同じ 第百七十四条(に規定する公 項に規定 いて が支払

修正申告の特例

第百五十一条の四 同 上

2 .

同 上

同

)に規定する確定申告書」とする。 期限内申告書」とあるのは「所得税法第二条第一項第三十七号(定義 五. 二項(相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場 場合等の修正申告の特例)の規定による修正申告書」と、 第二項(相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた は期限後申告書」とあるのは「所得税法第百五十一条の四第一項又は 第六十一条第一項第一号(延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例 合等の修正申告の特例)に規定する修正申告書の提出期限」と、同法 (定義) に規定する確定申告書」と、 中 |条第一項、第三項第二号及び第四項第二号| (国税の納付義務の確定等) の規定中「法定申告期限」とあり、及び 法定納期限」とあるのは「所得税法第百五十一条の四第一項又は第 たもの及び当該更正については、 当該修正申告書で第一 「期限内申告書」とあるのは「所得税法第二条第一項第三十七号 項又は第二項に規定する提出期限後に 国税通則法第二章から第七章まで 同条第二項中「期限内申告書又 (過少申告加算税) 中「 同法第六十

第百七十七条 除

する株式等をいい、 配当等については、 次項において同じ。 当該内国法人が自己の名義をもつて有するものに限 適用しない。 に係る第二十四条第一 項 (配当所得) に規定

2 他の内国法人の 政令で定める場合における当該内国法人に限る。 数又は総額の三分の 株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式等を除く。 式等を除く。 第七条第一 用しない。 (当該内国法人が他の内国法人(一般社団法人等を除く。 項第四号、 株式等 係る第一 第百七十四条及び第百七十五条の規定 を超える数又は金額の株式等を有する場合とし 前 一十四条第一 項に規定する完全子法人株式等に該当する 項に規定する配当等につ が支払を受ける当 は、 0) いては 発行 内国

(給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例)

第百九十八条

5 れるべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合にお 告書の提出の際に経由すべき給与等の支払者に対し、当該書類に記載さ 規定による提出又は提示に代えて、政令で定めるところにより、 項 額、 料の金額又は地震保険料の金額の支払をした旨を証する書類の同項の 方法により提供する場合には、同条第二項に規定する社会保険料 の規定により給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁 第百九十六条第一項に規定する給与等の支払を受ける居住者は、 たものとみなす。 小規模企業共済等掛金の額、 当該給与等の支払を受ける居住者は、 介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額、旧個人年金保 新生命保険料の金額、旧生命保険料の 当該書類を提出し、 、当該申 又は提 の金

源泉徴収義務)

第二百十二条 省 略

3 の課税標準)に掲げる利子等、 内国法人に対し 利益の分配又は賞金 国内において第百七十四条各号(内国法人に係る所得 (これらのうち第百七十六条第一 配当等、 給付補塡金、 利息、 項若しくは第 利益、差

〈給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の

第百九十八条 同 上

2 { 4

5 金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料的方法により提供する場合には、同条第二項に規定する新生命保険料の 項の規定により給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁第百九十六条第一項に規定する給与等の支払を受ける居住者は、第二 書類を提出し、又は提示したものとみなす。 できる。この場合において、当該給与等の支払を受ける居住者は、 ところにより、当該申告書の提出の際に経由すべき給与等の支払者に対 を証する書類の同項の規定による提出又は提示に代えて、 \mathcal{O} 金額、 当該書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供することが 旧個人年金保険料の金額又は地震保険料の金額の支払をした旨 政令で定める 当該

(源泉徴収義務

第二百十二条

同

上

2

3 内国法人に対し国内において第百七十四条各号(内国法人に係る所 課税標準)に掲げる利子等、 利益の分配又は賞金(これらのうち第百七十六条第一 配当等、 給付補塡金、 利息、 項又は第二項 利 益、差

らない。

「現(信託財産に係る利子等の課税の特例)又は第百七十七条(完全子に項(信託財産に係る利子等の課税の特例)の規定に該当するものを除く。
の徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければない支払をする者は、その支払の際、当該利子等、配当等、給付補塡金法人株式等に係る配当等の課税の特例)の規定に該当するものを除く。

は第一項の規定を適用する場合についてそれぞれ準用する。を適用する場合について、第百八十三条第二項(源泉徴収義務)の規定4 第百八十一条第二項(源泉徴収義務)の規定は第一項又は前項の規定

5 省 呶

(支払調書等の提出の特例)

第二百二十八条の四 第二百二十五条第一項(支払調書)、第二百二十六条の四 第二百二十五条第一項(支払調書)、第二百二十六条の四 第二百二十五条第一項(以下この条において「調書等」という。)を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する事項(以下この条において「調書等」という。)のうち、当該調書等での規定により提出するこれらの規定にかかわらず、当該調書等に記載すべきものとにより算出した数が百以上であるものについては、当該調書等に提出すべきであった当該調書等の投数として財務省令で定めるところにより算出した数が百以上であるものについては、当該調書等に提出すべき者は、これらの規定にかかわらず、当該調書等に提出すべき者は、これらの規定にかかわらず、当該調書等に提出すべき者は、これらの規定にかかわらず、当該調書等に提出すべき者は、これらの規定に規定する制度に対象では、当該調書等の対象署長に提供しなければならない。

省略

る方法 用の媒体(以下この条において「光ディスク等」という。)を提出す用の媒体(以下この条において「光ディスク等」という。)を提出す一 当該記載事項を記録した光ディスクその他の財務省令で定める記録

2 4 省 略

らない。の徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければなの徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければな、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金について所得税を徴収し、そ)の支払をする者は、その支払の際、当該利子等、配当等、給付補塡金(信託財産に係る利子等の課税の特例)の規定に該当するものを除く。

用する場合についてそれぞれ準用する。 項(賞与の支払があつたものとみなす場合)の規定は第一項の規定を適定は第一項又は前項の規定を適用する場合について、第百八十三条第二年 (配当等の支払があつたものとみなす場合)の規

5 同 上

(支払調書等の提出の特例)

第二百二十八条の四 同 上

同上

。)を提出する方法で定める記録用の媒体(以下この条において「光ディスク等」という二 当該記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令

2 4 同 上